

第23回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文			12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

11	寺嶋 誠一
----	-------

5. 議事日程

日程第1	農業委員会業務報告について	
日程第2	議案第14号	農地法第3条の規定による許可について
日程第3	議案第15号	農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について
日程第4	議案第16号	農地中間管理事業の推進に関する法律第3条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
日程第5	議案第17号	令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時15分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第23回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、9番・金曾 千春委員、10番・鈴木 敏文委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、4月24日開催の第22回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、4月25日、第51回南十勝ブラックアンドホワイトショウが家畜共進会場で開催され、穀内会長が出席しております。 5月8日、農業委員会業務に係る新任職員向け相談会がオンラインで開催され、事務局長と係長が受講しております。 5月14日、第3班 乙部班長以下委員4名と会長において、大和地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。 5月16日、農業担い手センター全体会議がJ A大樹町で開催され、会長と事務局長が出席しております。 5月20日、南十勝農委事務局長会議が中札内村で開催され、事務局長が出席しております。 5月23日、J A大樹町通常総会がJ A大樹町で開催され、会長が出席しております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。 今月の報告は2件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。 次に3番、農地法第3条の3の規定による受理通知についてです。番号1番、■■■の■■■氏が字■■■、他■■筆、■■■㎡の農地を相続され、番号2番、■■■の■■■氏が字■■■、他■■筆、■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。 次に4番、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地集積計画の延長についてです。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行しましたが、農用地利用集積計画の共通事項では、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができるとされております。これに基づき、今回、3件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。 最後に5番、その他で5月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

	(質疑なし) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第14号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第14号、農地法第3条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、所有権移転が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長 薩田係長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。 申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ ■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■氏、譲受人は、■■ ■であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、辻本委員となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。 中島地区担当委員 辻本 一夫委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。 譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第14号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議についての提案説明を申し上げます。 買入協議につきましては、これまで、旧農業経営基盤強化促進法第16条に定められていたもので、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、旧法から新法に移行したものです。 内容は、従前どおりで、市町村の農業委員会は、農用地の所有者から、所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、新たな利用権の設定等が困難な場合であって、農地利用の集積を図るために農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されているものです。 今回ご審議頂きます案件は2件です。 つきましては、買入協議について、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります
穀内会長	それでは申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	番号1番、申請者は、■■ ■■■ 氏であります。土地の所在は、字■■ ■■■ 他■■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■㎡であります。 農地利用調整会議につきましては、4月18日に第1班の3名により実施しております。 番号2番、申請者は、■■ ■■■ であります。土地の所在は、字■■ ■■■ 他■■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■㎡であります。 農地利用調整会議につきましては、4月21日に第2班の5名により実施しております。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第15号、農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。

	よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、申請番号1番から3番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についての提案説明を申し上げます。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。 流れとしましては、まず、市町村が集積等促進計画案を作成し、農業委員会に意見を求めます。これを受け、農業委員会は本総会にて審議し、決定した際は、農地中間管理機構に、本計画を定めることを要請します。最終的に、農地中間管理機構が本計画を決定し、市町村に対して認可申請を行うと、これをもって即日公告となり、計画が決定となります。 今回ご審議頂きます申請は3件です。内訳は、所有権の移転が3件となっております。 つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から3番の内容について事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番から3－2番につきまして、所有権移転の案件となります。 申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、4月14日に乙部班長 他4名により実施しております。 申請番号2－1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、4月16日に辻本班長 他4名により実施しております。 申請番号2－2番、所在、地番等、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号2－1と同様です。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。 申請番号3－1番、所在、地番につきましては、字■■■ ■■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、4月18日に岩岡班長 他2名により実施しております。 申請番号3－2番、所在、地番等、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号3－1と同様です。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。 申請番号2－2番、3－2番につきましては、別紙に、農地中間管理事業の

	推進に関する法律第18条調書を添付し、所有権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第5項の各要件は、全て満たされていることを報告します。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。 第3班・班長、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号1番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。 第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号2-1番、2-2番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号3番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。 第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号3-1番、3-2番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第16号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第17号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	今回、ご審議いただきます議案につきましては、農業委員会等に関する法律の第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない

	とされております。 令和4年2月に農林水産省経営局通知により、農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする定められておりますので、本総会にお諮りするものでございます。 つきましては、令和6年度の点検・評価の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第17号、令和6年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。 令和6年度の最適化活動の点検・評価につきましては、別紙様式に記載のとおり点検・評価結果となっております。 なお、この点検・評価につきましては、去る4月24日開催の、農政委員会でご審議いただき、総会にお諮りする旨のご了承をいただいております。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、農政委員会より報告を求めます。 農政委員長 金曾 浩文 委員より報告願います。
金曾委員	議案第17号について、報告いたします。 4月24日に農政委員会を開催し、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価の内容について審議いたしました。 審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第17号、令和6年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

	次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、7月1日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第23回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年5月26日

会 長

委 員 (9 番)

委 員 (10 番)